

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年3月17日
【計算期間】	第2特定期間（自 平成20年6月18日 至 平成20年12月17日）
【ファンド名】	新興国高金利通貨ファンド（毎月決算型）
【発行者名】	みずほ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 田 中 慎 一 郎
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【事務連絡者氏名】	商品開発部長 三 木 谷 正 直
【連絡場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【電話番号】	03-5232-7700
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① 一定の性質（新興国の中から、通貨の流動性や経済のファンダメンタルズ等を勘案のうえ、委託会社により選定された6ヵ月金利の水準が相対的に高い5ヵ国の通貨（以下「連動対象通貨」といいます。）へ概ね均等に投資した際に得られる想定収益率（連動対象通貨の発行国（以下「連動対象通貨国」といいます。）の各6ヵ月金利の加重平均値による収益率と、各連動対象通貨国の対円での為替変動率の平均値による収益率とを合せた収益率をいいます。以下同じ。）に債券の価格が概ね連動することを目指す仕組み）を有するユーロ円建て債券（以下「ユーロ円債」といいます。）に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。

※ なお、ここでの6ヵ月金利とは、主要投資対象とするユーロ円債における条件決定日（ユーロ円債の発行日の前営業日をいいます。以下同じ。）から起算して前5営業日（以下「条件決定期間」といいます。）の各営業日の各レートとし、ここでの為替変動率とは、ユーロ円債において対象となる為替の条件決定期間の各営業日の各レートに対するユーロ円債償還価格決定日から起算して前5営業日の各営業日の各レートの比率をいいます。

- ② 1,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ変更することができます。
- ③ 社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

<商品分類>

・商品分類一覧表 （注）当ファンドが該当する商品分類に●を付しています。

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)	補足分類
単位型投信 ●追加型投信	国 内 ●海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 ●その他資産（通貨） 資産複合	インデックス型 ●特 殊 型

・商品分類定義

該当分類	分 類 の 定 義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
その他資産 (通貨)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
特殊型	目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

<属性区分>

・属性区分一覧表 （注）当ファンドが該当する属性区分に●を付しています。

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	特殊型
---------------------	------	--------	-----

株式 一般 大型株 中小型株 ●債券 一般 公債 社債 ●その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） ●年12回（毎月） 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） ●エマージング	ブル・ベア型 条件付運用型 ロングショート型／絶対収益 追求型 ●その他型（仕組み債型）
---	--	--	--

・属性区分定義

該当区分	区 分 の 定 義
債券・その他債券	目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
エマージング	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
その他型 （仕組み債型）	目論見書又は投資信託約款において、「ブル・ベア型」、「条件付運用型」、「ロング・ショート型」／「絶対収益追求型」のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法を用いるものをいい、括弧内の記載はその仕組みや運用手法等の性質を表す。 ※ 仕組み債型とは、一定の性質を有する債券（いわゆる仕組み債）を通じて投資を行うファンド（仕組み債を通じて投資するものの、条件付運用型など他の特殊型の属性に区分されるものを除きます。）をいい、委託会社独自の属性区分です。

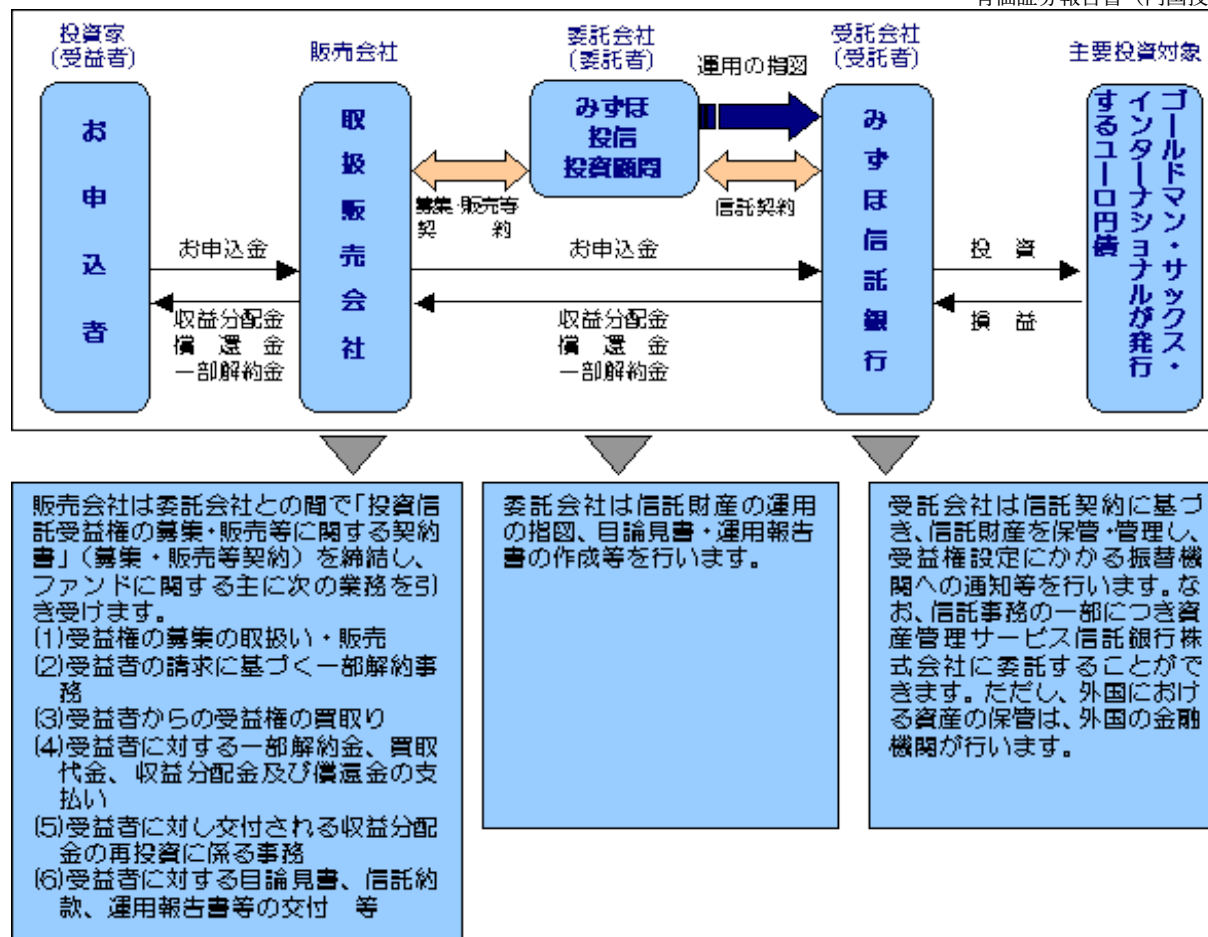
（注１）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

（注２）当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

（注３）当ファンドは、国内外の高格付けの公社債、特にユーロ円債（属性区分上は「債券・その他債券」に区分）に投資を行いますが、当該ユーロ円債の価格は実質的に連動対象通貨の想定収益率を源泉に変動する性質を有します。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

(2) 【ファンドの仕組み】

① 当ファンドの運営の仕組み



② 委託会社の概況

1. 資本金の額 20億4,560万円(平成21年2月28日現在)

2. 会社の沿革

昭和39年5月26日	「朝日証券投資信託委託株式会社」設立
平成9年10月1日	「株式会社第一勸業投資顧問」 「勸角投資顧問株式会社」と合併し、 「第一勸業朝日投信投資顧問株式会社」に商号変更
平成11年7月1日	「第一勸業アセットマネジメント株式会社」に商号変更
平成19年7月1日	「富士投信投資顧問株式会社」と合併し、「みずほ投信投資顧問株式会社」に商号変更

3. 大株主の状況(平成21年2月28日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	1,038,408株	98.7%
ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー	米国ニュージャージー州ジャージーシティ市ハドソン通り90番地	13,662株	1.3%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

① 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

② 運用方法

1. 主要投資対象

国内外の高格付けの公社債、特にユーロ円建て債券を主要投資対象とします。

2. 投資態度

a. 主として、以下の性質を有する、ゴールドマン・サックス・インターナショナルが発行するユーロ円債に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。

i. ユーロ円債の価格は、新興国の通貨の中から選定された6ヵ月金利の水準が相対的に高い5ヵ国の通貨（以下「連動対象通貨」といいます。）に概ね均等に投資した際に得られる想定収益率に概ね連動することを目指します。なお、ユーロ円債の償還価格は、その償還日の5営業日前の日（以下「ユーロ円債償還価格決定日」といいます。）に決定されます。

※ 新興国については、原則として代表的な新興国債券指数であるJPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイドまたはJPモルガン・エマージング・ローカル・マーケット・インデックス・プラスのいずれかに採用されている国であることを基本とします。

※ 想定収益率とは、連動対象通貨の発行国（以下「連動対象通貨国」といいます。）の各6ヵ月金利の加重平均値による収益率と、各連動対象通貨の対円で為替変動率の平均値による収益率とを合わせた収益率とします。なお、ここでの6ヵ月金利とは、条件決定日（ユーロ円債の発行日の前営業日をいいます。以下同じ。）から起算して前5営業日（以下「条件決定期間」といいます。）の各営業日の各レートとし、ここでの為替変動率とは、対象となる為替の条件決定期間の各営業日の各レートに対するユーロ円債償還価格決定日から起算して前5営業日の各営業日の各レートの比率をいいます。（以下同じ。）

※ ユーロ円債に係る営業日とは、東京、ニューヨークおよびロンドンの銀行のいずれかが営業日である日とします。

ii. 連動対象通貨の選定にあたっては、新興国の通貨を主要対象通貨とし、当該各通貨を対象に委託会社が市場流動性やファンダメンタルズ等を勘案して決定した候補対象通貨の中から、6ヵ月金利の水準上位5ヵ国の通貨が選定されます。

iii. 償還期限は原則として当初発行日の約6ヵ月後とし、償還期限前であれば同一性質での追加発行を適宜行うことができます。

b. 組入れたユーロ円債（以下「既存ユーロ円債」といいます。）については、ユーロ円債償還価格決定日前においては、原則として銘柄入替えを行わないことを基本とし、既存ユーロ円債のユーロ円債償還価格決定日以降に、新規の条件（条件決定日の一定期日前において、その時点における候補対象通貨の中から選定された新たな連動対象通貨へ概ね均等に投資した際に得られる想定収益率に債券の価格が概ね連動することを目指す仕組み）で発行されるユーロ円債を新たに買付けることを基本とします。

c. 原則として、ユーロ円債の組入比率は高位を保つことを基本とします。

d. 組入れたユーロ円債の発行体等の格付けが大きく低下した場合等には、ユーロ円債償還価格決定日前であっても組入れたユーロ円債を売却し、ユーロ円債の組入比率を大幅に引き下げることや、ユーロ円債の発行体を変更することがあります。また、既存ユーロ円債の発行体が合併等の事由により継続的にユーロ円債の発行を行うことが困難となった場合にも、ユーロ円債の発行体を変更することがあります。このような場合には、当ファンドの運用方針が達成されない可能性があります。なお、ユーロ円債の発行体の変更にあたっては、発行体変更前のユーロ円債と同様の性質を有するユーロ円債であり、かつ組入れ時にA-またはA3以上の格付けを得ている銘柄または同等の格付けを得ている発行体が発行するユーロ円債を投資適格として投資対象とします。（格付けは、スタンダード・アンド・プアーズ社あるいはムーディーズ・インベスターズ・サービス社による格付けを基準にします。ただし、これらの格付けがない場合には、委託会社が当該格付けと同等の信用力を有すると判断したものを含みます。）

e. 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

③ ファンドの投資プロセス

1. 当ファンドは公社債の組入れにあたり、前記 ② 運用方法 2 投資態度 aに記載された性質を有する、ゴールドマン・サックス・インターナショナルが発行するユーロ円債に投資します。

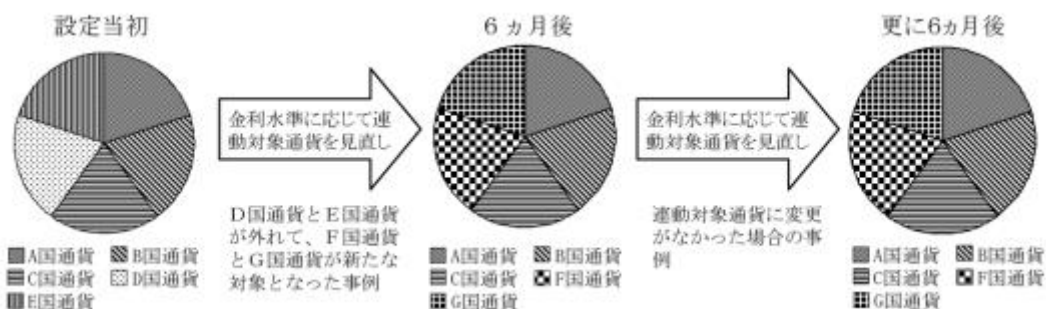
※ ユーロ円債において「概ね均等に投資した際」とは、ユーロ円債の各新規発行時における為替レ-

トによるものですので、期中は為替変動等の要因により均等投資にならない場合があります。

2. 当ファンドの取得申込および解約申込にあわせて、ユーロ円債の買付けまたは売却を行います。なお、ユーロ円債の組入比率は、原則として高位を保つことを基本とし、組入れたユーロ円債については、ユーロ円債償還価格決定日前においては、原則として銘柄入替えを行わないことを基本とし、当該ユーロ円債償還価格決定日以降に、新規の条件（条件決定日の一定期日前において、その時点における候補対象通貨の中から選定された新たな連動対象通貨へ概ね均等に投資した際に得られる想定収益率に債券の価格が概ね連動することを目指す仕組み）で発行されるユーロ円債を新たに買付けることを基本とします。

〈ユーロ円債の入替えと連動対象通貨の見直しについて〉

ユーロ円債の満期償還に対応し、新たなユーロ円債の買付けを行います。その際、投資候補通貨の中から6ヵ月金利の水準が上位5ヵ国の通貨を改めて選定し直し、新たなユーロ円債の連動対象通貨とします。



※上記の図は、ユーロ円債の入替えと連動対象通貨の見直しについてご理解いただくためのイメージであり、連動対象通貨の見直しが上記のとおり行われることを示すものではありません。なお、ユーロ円債の入替えは、原則として6月および12月の年2回行うことを基本とします。

〈ユーロ円債における連動対象通貨の選定プロセス〉

以下のプロセスにより、委託会社が新興国の通貨の中から、6ヵ月金利の水準が相対的に高い5ヵ国の通貨（連動対象通貨）を選定します。

1. 原則として、代表的な新興国債券指数であるJPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイドまたはJPモルガン・エマージング・ローカル・マーケット・インデックス・プラスのいずれかに採用されている国の通貨を主要対象通貨とします。
※なお、上記のインデックスが改廃等された場合には、参照とするインデックスを変更する場合があります。
2. 新興国の通貨の中から、委託会社が市場の流動性（通貨・資本規制等の有無を含みます。）や当該国のファンダメンタルズ等を勘案して、候補対象国の通貨を決定します。
3. 候補対象国の通貨の中から6ヵ月金利の水準が上位5ヵ国の通貨を選定します。
※金利水準の比較にあたっては、ユーロ円債の条件決定日の一定期日前の日の水準で判断します。
4. 候補対象国の通貨および連動対象通貨の選定は、ユーロ円債の新規発行毎（原則として6ヵ月毎（6月と12月））に行うことを基本とします。

〈投資するユーロ円債の概要〉

発行体：ゴールドマン・サックス・インターナショナル ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク)	(信用保証：ザ
新規発行：原則として6月および12月に行います。	
償還期限：原則として、満期6ヵ月	
クーポン：ユーロ円債発行日の前営業日（以下「条件決定日」といいます。）から起算して前5営業日（以下「条件決定期間」といいます。）の各営業日における連動対象通貨の発行国の各6ヵ月金利（以下「参照金利」といいます。）の加重平均値による収益率（各参照金利による収益率に各連動対象通貨の対円での為替変動率（為替変動率については、下記「償還価格」の項をご参照ください。）を乗じて得た加重平均の収益率をいいます。）に概ね連動することを目指します。	
償還価格：各連動対象通貨の対円での為替変動率（対象となる為替の条件決定期間の各営業日の各為替レート（以下「参照為替」といいます。）に対するユーロ円債償還価格決定日（ユーロ円債の償還日の5営業日前の日をいいます。以下同じ。）から起算して前5営業日の各営業日の各参照為替の比率）の平均値による収益率に概ね連動することを目指します。	
売買価格：期中の価格（金融商品取引業者、銀行などが提示する価格）に売買手数料に相当する額を加算（買付け時）または減算（売付け時）した価格。ただし、新規発行時の買付けおよびユーロ円債償還価格決定日における売付け時には、売買手数料に相当する額の加算・減算はありません。	
営業日：ユーロ円債に係る営業日とは、東京の銀行の営業日ならびにロンドンの銀行の営業日およびニューヨークの銀行の営業日のいずれにも該当する日（営業日）をいいます。	
参照金利：条件決定日においてユーロ円債の計算代理人であるゴールドマン・サックス・インターナショナルが条件決定期間の当該通貨のフォワードレートとスポットレートまたはNDF（ノン・デリバラブル・フォワード）の値を参考に商業的に合理的な方法で決定します。	
参照為替：各営業日においてユーロ円債の計算代理人であるゴールドマン・サックス・インターナショナルが各連動対象通貨のビッド・レートとオファー・レートの値を参考に商業的に合理的な方法で決定します。	
※ なお、参照金利と参照為替の値は、計算代理人を通じて情報端末であるロイター上（ティックコード：GSFX2）に提示（掲載）されます。参照金利および参照為替の値の妥当性については、委託会社がモニタリングを行っています。ロイターへの提示（掲載）については、参照金利および参照為替の各該当日から一定日経過後、提示情報は更新等される場合があります。	
※ 上記のユーロ円債の概要は、平成21年3月17日現在のものであり、商品としての同一性を失わせることとならない範囲内において、将来的に一部変更になることがあります。	

外国為替市場の停止等の要因でマーケットにおいて為替レートの提示などが行われなかった場合には、計算代理人であるゴールドマン・サックス・インターナショナルが参照金利および参照為替を提示します。かかる場合に計算代理人が提示する参照金利および参照為替は、事前に委託会社であるみずほ投信投資顧問が合意する方法にもとづき商業的に合理的な方法で決定されます。

※NDF（ノン・デリバラブル・フォワード）とは、ある通貨との間で現地通貨の受け渡しはなく、先物レートと期日が到来したときの直物レートの差を、元本に乗じた金額で行なうもので、米ドルまたはその他の主要な通貨によって決済する取引のことをいいます。

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクについて
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクは、投資銀行業務、証券業務および資産運用業務を中心とした世界有数の金融機関です。ゴールドマン・サックスは、企業、金融機関、政府機関、富裕層など多岐にわたるお客様を対象に、幅広い金融サービスを提供しています。1869年創業、ニューヨークを本拠地として、ロンドン、フランクフルト、東京、香港およびその他の世界の主要な金融市場に拠点を擁しています。
当ファンドは、ファンドの資産を主としてゴールドマン・サックス・インターナショナル（ロンドンに拠点）が発行するユーロ円債に投資します。ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクが間接的に100%所有する子会社です。本ユーロ円債の発行体はゴールドマン・サックス・インターナショナルで、保証人はザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクとなります。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクはニューヨーク証券取引所に上場しており、2009年1月31日現在の主要格付機関による格付は、A1（Moody's）、A（S & P）となっております。なお、格付けについては、今後、変更になる場合があります。

(2) 【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - a. 有価証券
 - b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条に定めるものに限りします。）
 - c. 金銭債権
 - d. 約束手形（a.に掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - a. 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人が発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限りします。）
5. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りします。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.～7.の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で15.の有価証券の性質を有するもの

なお、1. から5. までの証券および8. の証券または証書のうち1. から5. までの証券の性質を有するものならびに10. の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、6. の証券および8. の証券または証書のうち6. の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、9. の証券および10. の証券（投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含む。）により運用することを指図することができます。また、②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

① 意思決定プロセス

1. 運用の意思決定にあたっては、まず「マクロ経済分析会議」において投資判断に先立つマクロ経済環境に関する前提を明確にします。これに基づいて「資産別投資分析委員会」において各資産別の市場見通しを策定し、「投資政策委員会」で各市場の見通しを最終承認します。
2. 運用担当者は、投資政策委員会で承認された各市場見通しを踏まえて運用に関する基本計画を策定し、運用会議にて審議・決定します。
3. 運用担当者は、運用会議で決定された基本計画に基づいて具体的な運用計画を策定し、これに基づいてトレーディング部門に発注指図を行います。トレーディング部門は、売買に係る法令・約款および運用ガイドラインなどの社内諸規則の遵守状況をチェックのうえ個別の取引を実行します。
4. 当ファンドの運用リスク管理状況・運用実績について「運用評価委員会」において審議・評価が行われ、また法令・約款、運用ガイドラインなどの社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果が「コンプライアンス委員会」において審議されます。
5. 以上の内部管理およびファンドに係る意思決定については、内部監査部門（平成20年12月末現在5名）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。
なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

② 関係法人に対する管理体制

当ファンドの関係法人である受託会社に対して、委託会社は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認しています。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

第5期以降の毎計算期末(原則として毎月17日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 分配金額は、継続的な収益分配を行うことを目指し、委託会社が上記の分配対象収益の範囲のうち配当等収益の額および基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。
3. なお、売買益（評価益を含みます。）等については、原則として毎年6月および12月の決算時に分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合ならびに委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案したうえで、分配を見送る場合があります。
4. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

② 収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。
2. 収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に対し、お支払いします。

(5) 【投資制限】

a. 約款で定める投資制限

① 株式(約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限、約款第17条、約款第20条および約款第21条)

1. 委託会社は、株式への投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得したものおよび株主割当または社債権者割当により取得するものに限り行えるものとします。
2. 委託会社は、同一銘柄の株式への投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
3. 委託会社が投資することを指図する株式は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引（登録予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式についてはこの限りではありません。

② 投資信託証券(約款第17条)

委託会社は、投資信託証券への投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 転換社債等(約款第22条)

委託会社は、同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 有価証券先物取引等(約款第23条)

1. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
 - a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等、ならびに(2)投資対象③ 1. ～4. に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、1. 2. で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに(2)投資対象③ 1. ～4. に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月

までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに(2)投資対象③ 1. ～4. に掲げる金融商品で運用されている額の範囲内とします。

- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ1. 2. で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑤ 有価証券の貸付(約款第24条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を以下の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前記1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑥ 資金の借入れ(約款第30条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金等および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

b. 法令で定める投資制限

① デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

デリバティブ取引は、あらかじめ定めた合理的な方法により算出した、金融商品市場における相場の変動等により発生し得る危険に対応する額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

② 同一の法人の発行する株式の取得割合(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託者は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

当ファンドは、主として公社債（特にユーロ円債）などの値動きのある証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。また、ユーロ円債への投資を通じて、実質的に新興国の短期金利および通貨に投資した際に得られると想定される投資成果（短期金利収入および為替変動）を享受することを目指してお

り、実質的な為替変動の影響も受けます。したがって、元金や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。また、投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。

① 為替変動リスク

為替変動リスクとは、為替変動により保有資産の価値（外貨建資産等の円換算価値）が下落するリスクをいいます。当ファンドでは直接、外貨建資産には投資は行いませんが、新興国の通貨の中から選定された6ヵ月金利の水準が相対的に高い5ヵ国の通貨（連動対象通貨）に概ね均等に投資した際に得られる想定収益率に債券の価格が概ね連動することを目指す仕組みを有するユーロ円債に投資を行うため、実質的には為替変動の影響を受けることになります。したがって、ユーロ円債において選定した各連動対象通貨の対円での外国為替相場のいずれかまたは全てが円高となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

② 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により保有する資産の価格が下落するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。当ファンドの場合、ユーロ円債において連動対象通貨を選定し、各連動対象通貨に概ね均等に投資した際に得られる想定収益率を享受することを目指しているため、選定した5ヵ国の金利（特に短期金利）のいずれかまたは全てが上昇した場合には、当ファンドが投資するユーロ円債の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

③ カントリーリスク

カントリーリスクとは、投資先となっている国の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合に、当該国における資産の価値や当該国通貨の価値が下落するリスクをいいます。当ファンドの場合、当該国に直接投資は行いませんが、主要投資対象とするユーロ円債において選定された連動対象通貨国がこうした状態に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、新興国の資本・為替市場は先進国の市場と比較して、政治・経済情勢の影響を受けやすく、かつ市場規模も相対的に小さい市場が多く存在します。そのため、急激な金利や為替変動が起きた場合や、外国が為替取引規制や資本規制などが実施された場合に、市場に及ぼす影響は先進国以上に大きいことが予想されます。このような場合には、資産価格の下落や為替変動の影響により、当ファンドの基準価額が大幅に下落する可能性があります。なお、カントリーリスク等に起因して、ユーロ円債において選定された連動対象通貨の為替または金利水準に大幅な変動があった場合には、ユーロ円債償還価格決定日前であっても委託会社の判断により、組入れているユーロ円債を売却し、ユーロ円債の組入比率を大幅に引下げることや、連動対象通貨を変更（連動対象通貨を一時的に減らす場合を含みます。）したうえで、当初の償還期日を新たな償還日とする新規のユーロ円債の買付けを行うことがあります。このような場合、当ファンドの運用方針が達成されない可能性があります。

④ 信用リスク

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、クーポン（利払金）や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債等の価格は下落します。当ファンドでは、原則としてゴールドマン・サックス・インターナショナルが発行するユーロ円債に投資を行いますので、当該発行体が債務不履行等に陥った場合には、当該ユーロ円債からのクーポン（利払金）および償還金等が当ファンドに支払われなくなるリスクがあります。また、当該ユーロ円債には、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクが債務履行を保証しており、当該発行体が債務不履行等に陥った場合には、当該ユーロ円債からのクーポン（利払金）および償還金等を支払う義務はザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクにあるため、実質的にはザ・ゴールドマン・サックス・グ

ループ・インクの信用リスクの影響を受けます。発行体および保証人の信用リスクの影響を受けた場合、決算日において分配ができなくなることに加え、金利水準および期中の為替変化率に関わらず、当初定められた条件での償還ならびに売却等ができなくなる可能性があります。なお、ユーロ円債の発行体等の格付けが大きく低下した場合等には、ユーロ円債償還価格決定日前であっても委託会社の判断により組入れたユーロ円債を売却し、ユーロ円債の組入比率を大幅に引き下げることや、ユーロ円債の発行体を変更することがあります。このような場合には、当ファンドの運用方針が達成されない可能性があります。また、ユーロ円債の発行体を変更した場合、変更後のユーロ円債の管理運営費用が債券価格に対して年率0.9%を上回ることとなる場合があります。

⑤ 銘柄集中リスク

当ファンドは、原則として一定の性質を有するゴールドマン・サックス・インターナショナルが発行するユーロ円債に集中投資をします。また、組入れたユーロ円債（以下「既存ユーロ円債」といいます。）は、ユーロ円債償還価格決定日前においては、原則として銘柄入替えを行わないことを基本とし、既存ユーロ円債のユーロ円債償還価格決定日以降に、新規の条件で発行されるユーロ円債を新たに買付けることを基本とします。このため、当ファンドの当該期間中の基準価額は、より多くの銘柄に分散投資し銘柄の入れ替えを行う一般的な公社債を主要投資対象とするファンドに比べ、組入れたユーロ円債の価格変動の影響を大きく受けます。また、ユーロ円債の発行体（その保証会社および当該ユーロ円債の信用力に影響を与えるその親会社等を含みます。）の信用リスクが顕在化した場合や引受証券会社（有価証券（当ファンドの場合はユーロ円債）を発行体が発行する際、当該有価証券を引受けて、投資家（当ファンドの場合は委託会社）に販売し、また、買取に応じる証券会社をいいます。）に信用不安等が生じた場合など、ユーロ円債の流動性が著しく低下し、一部または全部売却ができなくなり、そのためファンドの基準価額が大幅に下落する可能性があります。

⑥ 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売却（または購入）しようとする際に、需要（または供給）がないため、有価証券等を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができなくなるリスクをいいます。一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが投資するユーロ円債において選定された連動対象通貨の為替または金利水準に大幅な変動があった場合や当ファンドにおける多額の設定・解約の発生に伴い、ユーロ円債を売買（特に売却）した場合には、当ファンドの基準価額が大幅に下落する要因となる可能性があります。

⑦ 株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場および投資先となっている企業の株価が下落するリスクをいいます。

当ファンドの主要投資対象は公社債（特にユーロ円債）ですが、転換社債等の転換等により信託財産の純資産総額の10%以下で株式を取得する場合があります。そのような場合において、当ファンドが投資する企業の株価の下落は当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

⑧ その他留意点

当ファンドは、信託契約締結日より3年経過した日（平成23年1月30日）以降に、ファンドの受益権の口数が20営業日連続して30億口を下回った場合（30億口に達していない場合を含みます。以下「繰上償還条項」といいます。）には、その時点における基準価額の水準および市況動向等にかかわらず、繰上償還条項に抵触した日以降、受託会社と合意のうえ、この信託を終了させます。

当ファンドは主要投資対象とするユーロ円債について、原則として年2回（6月と12月）、既存のユーロ円債の満期償還に対応し、新たなユーロ円債への投資を行います。そのため、当該対応に伴う一定期間については、当ファンドの基準価額は、ユーロ円債において選定した各連動対象通貨の対円での外国為替相場の変動（騰落率）に比して、その為替変動の影響を受ける割合が低くなる場合があります。

当ファンドが主要投資対象とするユーロ円債のクーポンを決定する際の各連動対象通貨国の6ヵ月金利（参照金利）はマーケットにおける当該各通貨の為替フォワードレート（先物相場）とスポットレート（直物相場）またはNDF（ノン・デリバラブル・フォワード）を、また各連動対象通貨の対円での為替変動率を計算する際の各為替レート（参照為替）はマーケットにおける当該各通貨の為替のビッド・レート（買い呼値）とオファー・レート（売り呼値）等の値を参考に、それぞれユーロ円債の計算代理人であるゴールドマン・サックス・インターナショナルが商業的に合理的な方法で決定し、情報端末である

ロイター上に提示します。また、かかる参照金利および参照為替の値の妥当性のモニタリングが委託会社により行われます。しかしながら、外国為替取引の停止、決済機能の停止や通貨危機等の発生などやむを得ない事情により、為替フォワードレート、スポットレート、NDF（ノン・デリバブル・フォワード）や為替のビッド・レートとオファー・レート等の入手が困難な場合には、当該計算代理人が事前に委託会社が合意する方法にもとづき商業的に合理的な方法で各金利または為替レートを決定します。なお、その場合、当該計算代理人は各金利または為替レートの提示の遅延を宣言することがあります。

(2) リスク管理体制

- ① リスク管理部門は、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、運用実績の分析・評価を実施し、必要に応じて提言等を行います。
 - ② 法務・コンプライアンス部門は、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行います。
 - ③ 運用部門からは独立した組織であるトレーディング部門が売買執行および発注に伴う諸規則の遵守状況のチェックを行います。
 - ④ これらのリスク管理の結果は、リスク管理に関する委員会等を通じて経営に報告されます。
- ※ なお、上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

- ① 申込手数料(受益権1口当たり)は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める率（以下「手数料率」といいます。）を乗じて得た額とし、平成21年3月17日現在における手数料率の上限は3.15%（税抜 3%）です。なお、申込手数料には消費税等相当額が課せられます。
- ② 申込手数料については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号※
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

※電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時[平日営業日の場合は午前9時～正午]までとさせていただきます。（以下同じ。）

- ③ 「分配金再投資コース」における収益分配金は、毎計算期間末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

- ① 当ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.945%（税抜0.9%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分は、当ファンドの純資産総額の残高に応じ、次の通りとします。

純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
純資産総額200億円以下の部分	0.3675% (税抜 0.35%)	0.5250% (税抜 0.5%)	0.0525% (税抜 0.05%)
純資産総額200億円超の部分	0.3360% (税抜 0.32%)	0.5775% (税抜 0.55%)	0.0315% (税抜 0.03%)

- ② 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額は、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、当該費用にかかる消費税等相当額とともに毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。
- ② 当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 受益者が当ファンドを解約する際には、信託財産留保額(解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.5%)をご負担いただきます。
- ④ 当ファンドへの投資においては、実質的にかかるその他の費用として、主要投資対象であるユーロ円債にかかる管理・運営費用として、ユーロ円債の価格に対して年率0.9%以内の率を乗じた額がかかります。なお、この費用は、当ファンドが投資するユーロ円債の価格に反映されることにより、実質的に受益者がご負担いただく費用となります。

(5) 【課税上の取扱い】

① 個別元本について

1. 追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
3. ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
4. 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については、下記「② 収益分配時における課税上の取扱いについて」を参照ください。)

② 収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、「普通分配金」と「特別分配金」は、以下のようになります。

1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③ 個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、平成22年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成23年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません[※]。なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用なし）と申告分離課税（平成22年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成23年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%））のいずれかを選択することもできます。

※ 平成21年および平成22年において、他の上場株式等（上場株式、上場ETF、上場REITおよび公募株式投資信託など、以下同じ。）にかかる配当所得（年間の支払金額が1万円以下の銘柄にかかるものを除きます。）を含めた合計額が年間100万円を超える場合には確定申告が必要となります。その際、申告分離課税を選択した場合、100万円を超える部分については20%の税率（所得税15%および地方税5%）が適用されます。

一部解約時および償還時の差益（解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、申告分離課税が適用されます。その税率は平成21年および平成22年において、その年における他の上場株式等の譲渡所得等を含めた合計額のうち、500万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）、500万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）となります。また、平成23年以降は、譲渡所得等の金額に関わらず20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。

なお、原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用も可能です。

※ 平成21年および平成22年において、特定口座（源泉徴収口座）を利用している場合でも、その年における他の上場株式等の譲渡所得等を含めた合計額が500万円を超える場合には、確定申告が必要になります。

一部解約時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%、地方税は課せられません。）の税率[※]による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。

※ 平成21年4月1日以降は、上記の7%の税率は、15%（所得税15%、地方税は課せられません。）になります。

※ 買取請求制による換金については、販売会社にお問い合わせください。

※ 上記の内容は平成20年12月31日現在のものですが、税法が改正された場合等には、変更になる場合があります。

※ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成21年1月23日現在）

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	社債券	イギリス	4,951,165,000	99.23
その他の資産	現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	—	38,361,205	0.76
合 計（純資産総額）		—	4,989,526,205	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。（以下同じ。）

（注2）小数点第3位切捨て。端数調整は行っておりません。（以下同じ。）

（注3）上記の国名は当該資産の発行体の国籍を示します。なお、上記日付において保有する資産は全て本邦通貨建て資産です。

(2) 【投資資産】（平成21年1月23日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄名	種類	国／地域	利率(%)	償還期限	通貨	数量 (券面総額)	帳簿価額 単 価 (円)	帳簿価額 金 額 (円)	評価額 単 価 (円)	評価額 金 額 (円)	投資 比率 (%)
1	ゴールドマン・サックス・インターナショナル	社債券	イギリス	18.4※	2009年6月12日	日本円	5,270,000,000	95.85	5,051,295,000	93.95	4,951,165,000	99.23

※ 上記の利率は条件決定期間の各営業日における連動対象通貨の発行国の各6ヶ月金利の加重平均です。ただし、最終的な利率については、各連動対象通貨の為替変動率の影響を受けますので、上記の数値とは異なる値となります。

投資有価証券の種類別投資比率

国内／外国	種類	投資比率(%)
外国	社債券	99.23
合 計		99.23

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成21年1月23日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）	1口当たり純資産額（円）
--	------------	--------------

計算期間	年月日	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間	平成20年6月17日	3,819	3,856	1.0502	1.0602
第2特定期間	平成20年12月17日	5,131	5,181	0.6643	0.6708
	平成20年1月末日	1,250	—	1.0000	—
	平成20年2月末日	2,359	—	1.0140	—
	平成20年3月末日	2,702	—	0.9359	—
	平成20年4月末日	3,122	—	1.0186	—
	平成20年5月末日	3,579	—	1.0566	—
	平成20年6月末日	4,615	—	1.0597	—
	平成20年7月末日	6,384	—	1.1169	—
	平成20年8月末日	7,525	—	1.0901	—
	平成20年9月末日	7,548	—	0.9759	—
	平成20年10月末日	5,762	—	0.7574	—
	平成20年11月末日	5,595	—	0.7240	—
	平成20年12月末日	5,218	—	0.6720	—
	平成21年1月23日	4,989	—	0.6390	—

(注) 表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

② 【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	0.0100
第2特定期間	0.0485

③ 【収益率の推移】

計算期間	収益率（％）
第1特定期間	6.02
第2特定期間	△32.13

(注1) 収益率は期間騰落率。

(注2) 小数点第3位四捨五入。

(注3) 各特定期間中の分配金累計額を加算して算出。

第二部 【ファンドの詳細情報】

第1 【ファンドの沿革】

平成20年1月4日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出
平成20年1月31日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

第2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドのお申込みは、委託会社および販売会社の営業日の午後3時(金融商品取引所が半日取引日の場合は午前11時)までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。ただし、申込期間において取得申込日が、ロンドンの銀行またはニューヨークの銀行の休業日にあたる場合には、お申込の受付はいたしません。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、
- (3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「分配金受取コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号 [※]
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時[半日営業日の場合は午前9時～正午]までとさせていただきます。(以下同じ。)

- (4) 申込単位は、販売会社が委託会社の承認を得て別に定める単位とします。申込単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

- (5) 取得申込にかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (6) 販売会社において金額買付(申込単位が金額にて表示されている場合)による申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額はお申込代金の中から差し引かれます。
- (7) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (8) 取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、非常事態（金融危機、重大な政策変更や資産凍結等を含む規制の導入、クーデター等）による市場の閉鎖等その他やむを得ない事情（ユーロ円債の計算代理人が当該ユーロ円債の価格算出の基となる各為替レートおよび各金利について提示ができない場合を含みます。以下同じ。）があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

2 【換金（解約）手続等】

(1) 平成29年12月11日から平成29年12月15日の間を除き、受益者は自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し1口単位または1万口単位をもって解約を請求することができます。

※ ご解約単位は、販売会社およびお申込コースにより異なる場合があります。

(2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、振替受益権をもって行うものとします。

(3) 解約請求の受付けについては、委託会社および販売会社の営業日の午後3時（金融商品取引所が半日取引日の場合は午前11時）までに、解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。ただし、上記(1)の期間およびロンドンの銀行の休業日またはニューヨークの銀行の休業日にあたる場合には、解約申込みの受付はいたしません。

(4) 解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額（「解約価額」といいます。）とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。委託会社に対する照会は下記においてできます。

※ 「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する受益者と保有を継続する受益者との公平を確保するために、換金する受益者が負担する金額で、信託財産に組入れられます。

照会先の名称	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	0120-324-431

(5) 解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

(7) 委託会社は、解約の請求金額が多額な場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、非常事態（金融危機、重大な政策変更や資産凍結等を含む規制の導入、クーデター等）による市場の閉鎖等その他やむを得ない事情があるときは、解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が前記(3)に規定する一部解約の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受付けることが出来る日とします。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主な投資対象資産の時価評価方法の原則＞

公社債等：計算日における以下のいずれかの価額

- ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- ・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。）
- ・価格情報会社の提供する価額

- ② 当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。)に計算され、翌日の日本経済新聞(当該新聞上では「オープン基準価格」面の委託会社名〔みずほ〕欄において、「新興通貨」の略称にて記載されています。)に掲載されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。委託会社に対する照会は下記においてできます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成20年1月31日から平成29年12月17日までとします。

※信託期間は、信託期間の延期が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

ただし、信託契約締結日より3年経過した日以降に、残存口数が20営業日連続して30億口を下回った場合（30億口に達していない場合を含みます。）は、信託契約を解約し、信託を終了させます。

(4) 【計算期間】

原則として毎月18日から翌月17日までとします。ただし、第1計算期間は、平成20年1月31日から平成20年2月17日までとします。なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、平成29年12月17日とします。

(5) 【その他】

① 信託契約の解約

1. 委託会社は、信託契約締結日より3年経過した日以降に、受益権の口数が20営業日連続して30億口を下回った場合（30億口に達していない場合を含みます。）は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。

2. 委託会社は、次のいずれかに該当する場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることがあります。この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。ただし、当該信託契約の解約についての委託会社による提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続きを行うことが困難な場合、および上記1. に基づいて信託を終了する場合にも書面決議は行いません。

a. 信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。

b. やむを得ない事情が発生したとき。

3. 前記1.または2.により信託契約を解約する場合には、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

4. 委託会社は、次の事象が起きた場合、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。

a. 委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。

b. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したとき。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「②信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

c. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託

会社を選任できないとき。

② 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は「②信託約款の変更等」および「③書面決議」に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
2. 委託会社は、前記1.の事項（前記aの変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。ただし、当該重大な約款の変更等についての委託会社による提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。
3. この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
4. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

③ 書面決議

1. 委託会社は、信託契約の解約または重大な約款の変更等に係る書面決議を行う場合には、あらかじめ、書面決議の日および当該決議の内容に応じて次の事項をそれぞれ定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約または信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - a. 信託契約の解約の場合 信託契約の解約の理由など
 - b. 重大な約款の変更等の場合 重大な約款の変更等の内容およびその理由など
2. 書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下この2.において同じ。）は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
3. 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
4. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
5. 信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前記aの通知書面に付記します。

④ 償還金の支払い

償還金は、原則として、償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに、販売会社において支払いが開始されます。

※ 償還金は、償還日に振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に対し、お支払いします。

⑤ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継することがあります。

⑥ 関係法人との契約の更改ならびに受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

1. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則2年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
2. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所

が受託会社を解任した場合、委託会社は、「② 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑦ 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑧ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑨ 運用報告書

委託会社は、6ヵ月経過毎(原則として、6月と12月)および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。「運用報告書」は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。

2 【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求することができます。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）にお支払いします。なお、「分配金再投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金に対する請求権

受益者は償還金を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。ただし、受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4 【ファンドの経理状況】

- （1）当ファンドの財務諸表は、前期特定期間（平成20年1月31日から平成20年6月17日まで）及び、当期特定期間（平成20年6月18日から平成20年12月17日まで）について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条の2により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （2）当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- （3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期特定期間（平成20年1月31日から平成20年6月17日まで）及び、当期特定期間（平成20年6月18日から平成20年12月17日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

新興国高金利通貨ファンド（毎月決算型）

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成20年 6 月17日現在)	当期 (平成20年12月17日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	226,365,552	122,589,230
社債券	3,808,128,000	5,095,036,000
未収利息	3,100	839
その他未収収益	225,398	1,535,503
流動資産合計	4,034,722,050	5,219,161,572
資産合計	4,034,722,050	5,219,161,572
負債の部		
流動負債		
未払金	162,544,000	—
未払収益分配金	36,373,906	50,207,474
未払解約金	13,139,700	33,766,843
未払受託者報酬	147,896	230,608
未払委託者報酬	2,514,224	3,920,317
その他未払費用	8,864	13,826
流動負債合計	214,728,590	88,139,068
負債合計	214,728,590	88,139,068
純資産の部		
元本等		
元本	3,637,390,676	7,724,226,850
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	182,602,784	△2,593,204,346
元本等合計	3,819,993,460	5,131,022,504
純資産合計	3,819,993,460	5,131,022,504
負債純資産合計	4,034,722,050	5,219,161,572

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 平成20年 1 月31日 至 平成20年 6 月17日)	当期 (自 平成20年 6 月18日 至 平成20年12月17日)
営業収益		
受取利息	120,129,065	309,699,578
有価証券売買等損益	100,221,158	△3,043,691,487
その他収益	335,018	1,310,105
営業収益合計	220,685,241	△2,732,681,804
営業費用		
受託者報酬	544,331	1,619,293
委託者報酬	9,253,570	27,527,926
その他費用	66,317	227,423
営業費用合計	9,864,218	29,374,642
営業利益又は営業損失（△）	210,821,023	△2,762,056,446
経常利益又は経常損失（△）	210,821,023	△2,762,056,446
当期純利益又は当期純損失（△）	210,821,023	△2,762,056,446
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,463,815	△15,024,610
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—	182,602,784
剰余金増加額又は欠損金減少額	25,273,899	444,732,729
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	869,089	83,180,162
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	24,404,810	361,552,567
剰余金減少額又は欠損金増加額	15,654,417	131,466,242
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,085,586	43,824,417
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,568,831	87,641,825
分配金	36,373,906	342,041,781
期末剰余金又は期末欠損金（△）	182,602,784	△2,593,204,346

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前期 (自 平成20年1月31日 至 平成20年6月17日)	当期 (自 平成20年6月18日 至 平成20年12月17日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法により時価に基づいて評価しております。	社債券 同左
2 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益 同左
3 その他	当ファンドは平成20年1月31日に設定されたため、当期特定期間は平成20年1月31日から平成20年6月17日までとなっております。	-----

(貸借対照表に関する注記)

項 目	期別	前期 (平成20年6月17日現在)	当期 (平成20年12月17日現在)
1 特定期間末日の受益権総口数		3,637,390,676口	7,724,226,850口
2 元本の欠損金額		-----	純資産額は元本を2,593,204,346円下回っております。
3 期末1口当たりの純資産の額 (期末1万口当たりの純資産の額)		1.0502 円 (10,502 円)	0.6643 円 (6,643 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 平成20年1月31日 至 平成20年6月17日)	当期 (自 平成20年6月18日 至 平成20年12月17日)
1 分配金の計算過程	1 分配金の計算過程

約款の規定により、第1期計算期間（平成20年1月31日から平成20年2月18日）から、第4期計算期間（平成20年4月18日から平成20年5月19日）については収益分配を行いません。 第5期計算期間（平成20年5月20日から平成20年6月17日）末に、費用控除後の配当等収益（118,048,813円）、有価証券売買等損益（89,594,365円）、収益調整金（26,953,256円）、分配準備積立金（364,951円）より、分配対象収益は234,961,385円（1万口当たり645円）であり、うち36,373,906円（1万口当たり100円）を分配金額としております。	第6期計算期間（平成20年6月18日から平成20年7月17日）末に、費用控除後の配当等収益（241,283円）、有価証券売買等損益（76,851,742円）、収益調整金（126,706,843円）、分配準備積立金（163,846,757円）より、分配対象収益は367,646,625円（1万口当たり715円）であり、うち41,122,595円（1万口当たり80円）を分配金額としております。 第7期計算期間（平成20年7月18日から平成20年8月18日）末に、費用控除後の配当等収益（288,399円）、有価証券売買等損益（152,858,926円）、収益調整金（243,168,452円）、分配準備積立金（234,286,959円）より、分配対象収益は630,602,736円（1万口当たり968円）であり、うち55,326,619円（1万口当たり85円）を分配金額としております。 第8期計算期間（平成20年8月19日から平成20年9月17日）末に、費用控除後の配当等収益（0円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（202,930,669円）、分配準備積立金（375,191,791円）より、分配対象収益は578,122,460円（1万口当たり770円）であり、うち63,754,246円（1万口当たり85円）を分配金額としております。 第9期計算期間（平成20年9月18日から平成20年10月17日）末に、費用控除後の配当等収益（0円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（163,739,589円）、分配準備積立金（370,721,203円）より、分配対象収益は534,460,792円（1万口当たり686円）であり、うち66,192,134円（1万口当たり85円）を分配金額としております。 第10期計算期間（平成20年10月18日から平成20年11月17日）末に、費用控除後の配当等収益（0円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（157,842,154円）、分配準備積立金（306,062,374円）より、分配対象収益は463,904,528円（1万口当たり602円）であり、うち65,438,713円（1万口当たり85円）を分配金額としております。 第11期計算期間（平成20年11月18日から平成20年12月17日）末に、費用控除後の配当等収益（303,157,680円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（146,609,467円）、分配準備積立金（251,626円）より、分配対象収益は450,018,773円（1万口当たり582円）であり、うち50,207,474円（1万口当たり65円）を分配金額としております。
--	---

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	期別 前期 （平成20年6月17日現在）	当期 （平成20年12月17日現在）
-----	----------------------------	-----------------------

1	期首元本額	1,250,646,552 円	3,637,390,676 円
	期中追加設定元本額	2,475,729,496 円	5,190,119,870 円
	期中一部解約元本額	88,985,372 円	1,103,283,696 円

有価証券関係

売買目的有価証券

前期（自 平成20年1月31日 至 平成20年6月17日）

種類	貸借対照表計上額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
社債券	3,808,128,000	45,584,000
合計	3,808,128,000	45,584,000

当期（自 平成20年6月18日 至 平成20年12月17日）

種類	貸借対照表計上額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
社債券	5,095,036,000	△101,184,000
合計	5,095,036,000	△101,184,000

デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

有価証券明細表

新興国高金利通貨ファンド（毎月決算型）

（平成20年12月17日現在）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券					
	日本・円	ゴールドマン・サックス・インターナショナル 20090612	5,270,000,000	5,095,036,000	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	5,270,000,000 1 99.3%	5,095,036,000 100.0%	
社債券 合計				5,095,036,000	

（注1）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

２ 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成21年1月23日現在）

I 資産総額（円）	4,998,741,324
II 負債総額（円）	9,215,119
III 純資産総額（I－II）（円）	4,989,526,205
IV 発行済口数（口）	7,808,724,505
V 1口当たり純資産額（III／IV）（円）	0.6390

第５ 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績及び当該計算期間末の発行済み口数は次の通りです。

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1特定期間	3,726,376,048	88,985,372	3,637,390,676
第2特定期間	5,190,119,870	1,103,283,696	7,724,226,850

（注）第1特定期間の設定口数には当初申込期間中にかかる設定口数を含みます。

第三部 【特別情報】

第1 【委託会社等の概況】

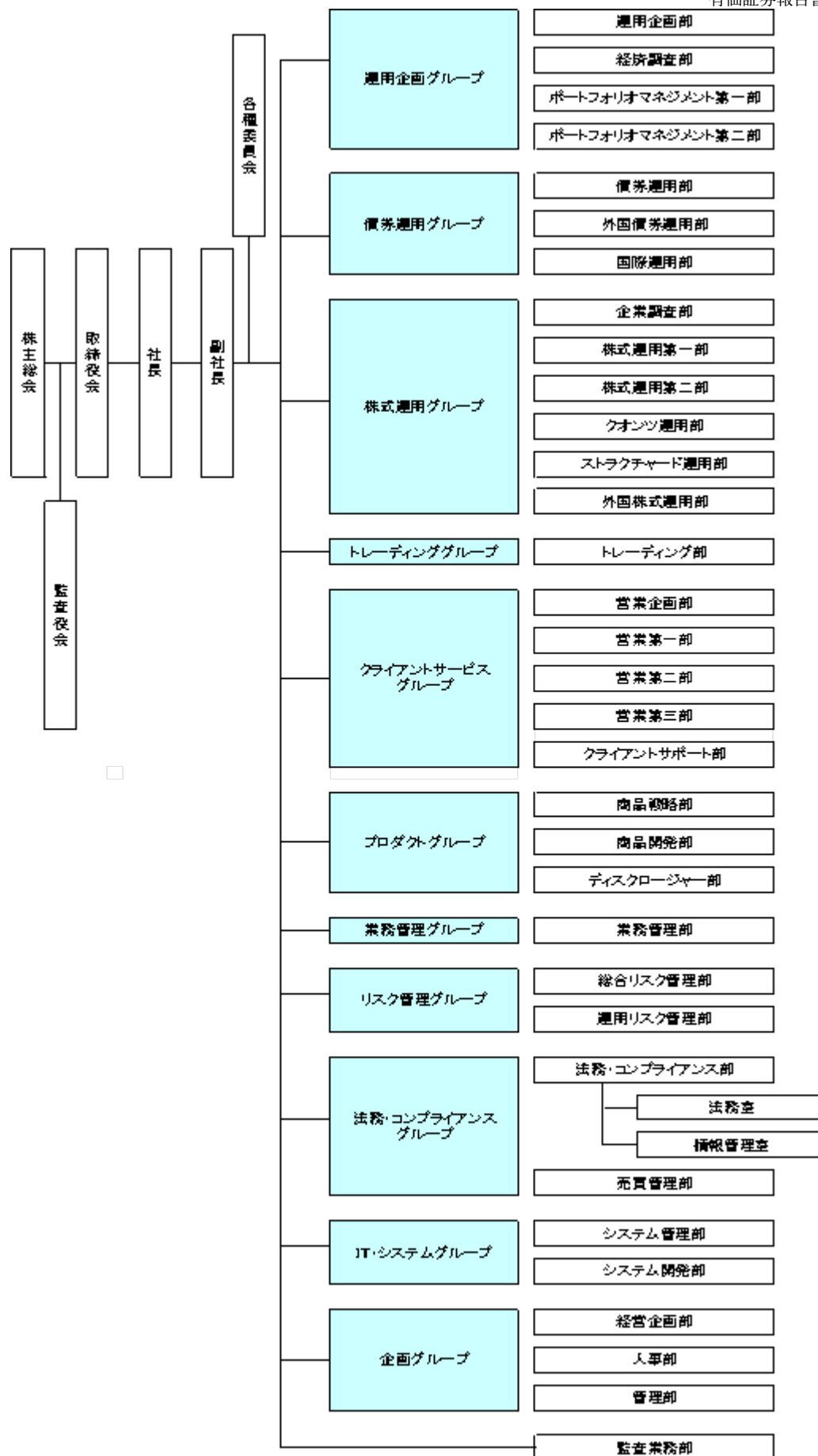
1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成21年2月28日現在	資本金	20億4,560万円
	発行する株式の総数	200万株
	発行済株式の総数	1,052,070株

(2) 会社の機構(平成21年2月28日現在)

① 会社の組織図



② 運用の基本プロセス

1 運用に関する会議および委員会

a 運用の基本計画決定に関する会議

各運用グループ長または運用各部の部長が原則月1回開催する運用会議で、各ファンドの運用に関

する基本計画を決定します。

b 運用実績の評価、モニタリングに関する委員会

リスク管理グループ長を委員長として月次で開催される運用評価委員会で運用実績の審議・評価を行います。

また、法務・コンプライアンスグループ長を委員長として原則3ヵ月に1回開催されるコンプライアンス委員会で、法令・約款、運用ガイドラインなど社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果を審議します。

2 運用の流れ

a ファンドの運用に関する基本計画の決定

各運用会議は、運用担当者が作成する資産配分、各資産内での主要投資対象等に関するファンドごとの月次の運用に関する基本計画の原案を審議し決定します。

b ファンドの具体的な運用計画の作成

運用担当者は、運用に関する基本計画にそって具体的な売買予定銘柄、数量等の月次の売買計画を作成します。

c 売買の実行指図

運用担当者は、売買計画に基づいて日々の売買の実行を指図します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者であるみずほ投信投資顧問株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投信委託会社として、投資信託の設定および運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成21年1月23日現在、当社の投資信託は以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額(円)
追加型公社債投資信託	17	280,934,230,496
追加型株式投資信託	195	1,225,623,869,711
追加型金銭信託受益権投資信託	12	22,416,613,567
単位型株式投資信託	61	139,887,164,116
合計	285	1,668,861,877,890

3 【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、第44期事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）は改正前の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づき作成しております。

当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

2 当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第44期事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）の財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第45期事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）の財務諸表について、新日本監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第46期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）の中間財務諸表については、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1 現金		1,459		625	
2 預金		12,725,340		7,065,880	
3 有価証券		492,700		11,992,744	
4 支払委託金					
支払委託分配金		99		-	
5 前払費用		34,220		105,790	
6 未収入金		-		5,454	
7 未収委託者報酬		1,654,756		2,310,464	
8 未収投資顧問料		42,052		-	
9 未収運用受託報酬		-		491,894	
10 繰延税金資産		151,530		221,401	
11 その他流動資産		117,042		153,475	
12 貸倒引当金		△ 1,018		△ 1,401	
流動資産合計		15,218,183	70.2	22,346,330	85.1
II 固定資産					
1 有形固定資産	※1				
(1) 建物		91,317		299,699	
(2) 器具備品		76,955		202,763	
(3) 土地		15,777		-	
有形固定資産合計		184,049	0.8	502,463	1.9
2 無形固定資産	※1				

(1) 電話加入権			12,747			12,747	
(2) ソフトウェア			80			20,840	
(3) その他無形固定資産			82			477	
無形固定資産合計			12,909	0.1		34,064	0.1
3 投資その他の資産	※2						
(1) 投資有価証券			5,142,592			2,649,681	
(2) 長期差入保証金			1,102,738			578,457	
(3) 会員権			15,500			19,500	
(4) 繰延税金資産			-			117,433	
(5) その他			1,000			4,200	
投資その他の資産合計			6,261,830	28.9		3,369,271	12.9
固定資産合計			6,458,789	29.8		3,905,799	14.9
資産合計			21,676,973	100.0		26,252,129	100.0

		前事業年度 (平成19年3月31日)			当事業年度 (平成20年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 預り金			400,866			25,271	
2 未払金							
(1) 未払収益分配金		2,489			2,498		
(2) 未払償還金		141,323			82,809		
(3) 未払手数料		704,508			1,000,605		
(4) その他未払金		30,111	878,433		25,942	1,111,857	
3 未払費用			590,913			1,294,253	
4 未払法人税等			611,610			622,172	
5 未払消費税等			82,511			136,087	
6 前受収益			3,133			-	
7 賞与引当金			162,000			330,000	
流動負債合計			2,729,468	12.6		3,519,641	13.4
II 固定負債							
1 長期未払金			30,192			14,667	
2 繰延税金負債			174,224			-	
3 退職給付引当金			51,914			78,809	
4 役員退職慰労引当金			34,947			71,728	
5 リース資産減損勘定			24,465			-	
6 その他固定負債			1,960			-	
固定負債合計			317,703	1.5		165,204	0.6
負債合計			3,047,171	14.1		3,684,845	14.0

		前事業年度 (平成19年3月31日)			当事業年度 (平成20年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
(純資産の部)							

I 株主資本							
1 資本金			2,045,600	9.4		2,045,600	7.8
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		2,266,400			2,266,400		
(2) その他資本剰余金		-			2,450,074		
資本剰余金合計			2,266,400	10.5		4,716,474	18.0
3 利益剰余金							
(1) 利益準備金		128,584			128,584		
(2) その他利益剰余金							
配当準備積立金		104,600			104,600		
退職慰労積立金		100,000			100,000		
別途積立金		9,800,000			9,800,000		
繰越利益剰余金		4,463,878			5,677,723		
利益剰余金合計			14,597,062	67.3		15,810,907	60.2
4 自己株式			△ 720,201	△ 3.3		-	-
株主資本合計			18,188,861	83.9		22,572,982	86.0
II 評価・換算差額等							
1 その他有価証券 評価差額金			440,940	2.0		△ 5,698	△ 0.0
評価・換算差額等合計			440,940	2.0		△ 5,698	△ 0.0
純資産合計			18,629,801	85.9		22,567,284	86.0
負債・純資産合計			21,676,973	100.0		26,252,129	100.0

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
I 営業収益							
1 委託者報酬		10,208,656			19,457,777		
2 投資顧問料		997,505			-		
3 運用受託報酬		-			2,416,074		
4 その他営業収益		305	11,206,468	100.0	990	21,874,842	100.0
II 営業費用							
1 支払手数料			4,375,085			8,694,634	
2 広告宣伝費			267,083			506,498	
3 公告費			14,618			4,648	
4 受益証券発行費			29,437			-	
5 調査費							
(1) 調査費		280,605			674,590		
(2) 委託調査費		1,724,334			4,020,211		
(3) 図書費		5,260	2,010,200		7,947	4,702,750	
6 委託計算費			133,025			238,758	
7 営業雑経費							
(1) 通信費		53,902			70,397		
(2) 印刷費		160,569			241,701		
(3) 協会費		11,360			15,284		

(4) 諸会費		2,426			3,122		
(5) その他		38,624	266,882		71,874	402,381	
営業費用計			7,096,333	63.3		14,549,671	66.5
Ⅲ 一般管理費							
1 給料							
(1) 役員報酬	※1	60,718			117,432		
(2) 給料手当		1,059,522			1,887,640		
(3) 賞与		153,061	1,273,302		324,158	2,329,231	
2 交際費			617			775	
3 旅費交通費			56,621			114,064	
4 租税公課			38,053			99,402	
5 不動産賃借料			282,872			471,669	
6 退職給付費用			74,891			108,459	
7 福利厚生費			166,917			297,547	
8 貸倒引当金繰入			-			383	
9 賞与引当金繰入			162,000			300,575	
10 役員退職慰労引当金繰入			5,498			32,114	
11 固定資産減価償却費			42,935			115,621	
12 諸経費			206,666			417,678	
一般管理費計			2,310,374	20.6		4,287,523	19.6
営業利益			1,799,760	16.1		3,037,647	13.9

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
Ⅳ 営業外収益					
1 受取配当金		49,060		20,969	
2 有価証券利息		173		43,685	
3 受取利息		5,307		18,805	
4 有価証券償還益		35,512		601,092	
5 時効到来償還金等		179,155		77,733	
6 雑収入		29,324		31,780	
営業外収益計		298,534	2.6	794,067	3.6
Ⅴ 営業外費用					
1 時効到来償還金等払戻損		6,334		2,632	
2 有価証券解約損		-		20,510	
3 有価証券償還損		7,067		-	
4 ヘッジ会計に係る損失		27,199		-	
5 雑損失		6,892		4,527	
営業外費用計		47,494	0.4	27,670	0.1
経常利益		2,050,800	18.3	3,804,044	17.4
Ⅵ 特別利益					
1 投資有価証券売却益		59,929		-	
2 会員権売却益		3,600		-	
特別利益計		63,529	0.6	-	-
Ⅶ 特別損失					
1 投資有価証券売却損		1,500		-	
2 基準価額相違に伴う費用		304,871		-	
3 減損損失	※2	147,008		80,910	

4 合併準備費用		7,000		-	
5 合併関連費用		-		836,999	
6 ゴルフ会員権評価損		-		4,000	
特別損失計		460,380	4.1	921,909	4.2
税引前当期純利益		1,653,950	14.8	2,882,134	13.2
法人税等		727,224	6.5	-	-
法人税、住民税及び 事業税		-	-	1,171,403	5.3
法人税等調整額		△ 88,928	△ 0.8	△ 10,164	△ 0.0
当期純利益		1,015,654	9.1	1,720,894	7.9

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	2,045,600
	当期末残高	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	2,266,400
	当期末残高	2,266,400
資本剰余金合計	前期末残高	2,266,400
	当期末残高	2,266,400
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	128,584
	当期末残高	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金	前期末残高	104,600
	当期末残高	104,600
退職慰労積立金	前期末残高	100,000
	当期末残高	100,000
別途積立金	前期末残高	9,800,000
	当期末残高	9,800,000
繰越利益剰余金	前期末残高	3,802,041
	当期変動額	剰余金の配当 △353,817 当期純利益 1,015,654
	当期末残高	4,463,878
利益剰余金合計	前期末残高	13,935,225
	当期変動額	661,836
	当期末残高	14,597,062
自己株式	前期末残高	△17,081
	当期変動額	自己株式の取得 △703,120
	当期末残高	△720,201
株主資本合計	前期末残高	18,230,144
	当期変動額	△41,283
	当期末残高	18,188,861

評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	213,502
	当期変動額 (純額)	227,437
	当期末残高	440,940
評価・換算差額等合計	前期末残高	213,502
	当期変動額	227,437
	当期末残高	440,940
純資産合計	前期末残高	18,443,647
	当期変動額	186,154
	当期末残高	18,629,801

当事業年度(自 平成19年4月 1 日 至 平成20年 3 月31日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	2,045,600
	当期末残高	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	2,266,400
	当期末残高	2,266,400
その他資本剰余金	前期末残高	-
	当期変動額 合併による増加	2,450,074
	当期末残高	2,450,074
資本剰余金合計	前期末残高	2,266,400
	当期変動額	2,450,074
	当期末残高	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	128,584
	当期末残高	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金	前期末残高	104,600
	当期末残高	104,600
退職慰労積立金	前期末残高	100,000
	当期末残高	100,000
別途積立金	前期末残高	9,800,000
	当期末残高	9,800,000
繰越利益剰余金	前期末残高	4,463,878
	当期変動額 剰余金の配当 当期純利益	△507,049 1,720,894
	当期末残高	5,677,723
利益剰余金合計	前期末残高	14,597,062
	当期変動額	1,213,845
	当期末残高	15,810,907
自己株式	前期末残高	△720,201
	当期変動額 自己株式の処分	720,201
	当期末残高	-
株主資本合計	前期末残高	18,188,861
	当期変動額	4,384,121
	当期末残高	22,572,982

評価・換算差額等		
評価・換算差額等	その他有価証券評価差額金	前期末残高
		440,940
		当期変動額 (純額)
	評価・換算差額等合計	△446,639
		当期末残高
		△5,698
純資産合計	前期末残高	440,940
		△446,639
		△5,698
純資産合計	前期末残高	18,629,801
		3,937,482
		22,567,284

重要な会計方針

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法	1 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法…時価法	2 デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法 同左
3 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産…定率法 (2) 無形固定資産…定額法 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法	3 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産…同左 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法（会計方針の変更） 法人税法の改正に伴い、当期より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ15,467千円減少しております。 (追加情報) 法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%相当額に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ558千円減少しております。 (2) 無形固定資産 同左

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
4 引当金の計上基準	4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、決算日において発生していると認められる額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、内規にもとづく期末要支給額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左
5 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	5 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 同左
6 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	6 リース取引の処理方法 同左
7 ヘッジ会計の方針 時価ヘッジによっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…株価指数先物取引、商品先物取引 ヘッジ対象…有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。	7 ヘッジ会計の方針 時価ヘッジによっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…株価指数先物取引 ヘッジ対象…有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。
8 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	8 消費税等の処理方法 同左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は18,629,801千円であります。	-----

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
--	--

（損益計算書） 「有価証券償還益」は前事業年度まで、営業外収益の「雑収入」に含めて記載しておりましたが、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しました。なお、前事業年度における「有価証券償還益」の金額は2,881千円であります。 また、「有価証券償還損」は前事業年度まで、営業外費用の「雑損失」に含めて記載しておりましたが、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しました。なお、前事業年度における「有価証券償還損」の金額は1,000千円であります。	（貸借対照表及び損益計算書） 当事業年度より、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき、「未収投資顧問料」を「未収運用受託報酬」、「投資顧問料」を「運用受託報酬」、「法人税等」を「法人税、住民税及び事業税」に変更いたしました。 また、「有価証券解約損」は前事業年度まで、営業外費用の「雑損失」に含めて記載しておりましたが、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しました。なお、前事業年度における「有価証券解約損」の金額は0千円であります。
---	---

追加情報

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
（富士投信投資顧問株式会社との合併について） 当社は、平成19年3月15日に合併契約書を締結し、平成19年7月1日付けで富士投信投資顧問株式会社と合併することとなりました。 1. 合併の目的 資産運用業務においては、投信を中心に今後の市場拡大が見込まれる一方、競争はさらに厳しくなることが予想されております。こうした環境を踏まえ、近時ますます多様化・高度化するお客さまの投資ニーズに的確に対応していくには、両社の持つ経営基盤、これまで培ってきたノウハウを発展的に融合することがベストであると判断し、両社間で合併に至ったものであります。 2. 合併する相手会社の名称 富士投信投資顧問株式会社 3. 合併の方法、合併後の会社の名称 本件合併にあたっては、当社を吸収合併存続会社とし、富士投信投資顧問株式会社を吸収合併消滅会社とします。 また、新会社（以下、「新会社」という。）の商号は、みずほ投信投資顧問株式会社（英文名：Mizuho Asset Management Co.,Ltd.）とします。 4. 合併比率等 ①合併比率 富士投信投資顧問株式会社株式1株につき、当社株式13.5株の割合（以下「合併比率」）をもって割当交付いたします。 ②合併により発行する株式の種類及び数 当社は、本件合併に際して普通株式212,870株を発行します。 ③資本金、資本準備金その他 本合併により増加する当社の資本金、準備金及び剰余金の額は次のとおりです。 ア. 資本金の額 0円 イ. 資本準備金の額 0円 ウ. 資本剰余金の額 会社計算規則第58条第1項第1号ロに定める株主払込資本変動額 エ. 利益準備金の額 0円 オ. 利益剰余金の額 0円 5. 富士投信投資顧問株式会社の概要 ①事業内容 ・投資信託における委託会社の業務 ・内外の有価証券等に係る投資顧問業務及び投資一任契約に係る業務 ・その他前各号の業務に付帯又は関連する一切の業務 ②営業成績及び財産の状況	-----
区分	平成18年3月期
営業収益	5,542百万円

当期純利益	476百万円
資産の額	4,260百万円
負債の額	1,276百万円
純資産の額	2,983百万円
6. 合併効力発生日 平成19年7月1日	

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)
※1 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額 建物 165,946千円 器具備品 184,344千円 ソフトウェア 1,108千円 その他無形固定資産 164千円	※1 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額 建物 32,488千円 器具備品 271,535千円 ソフトウェア 65,787千円 その他無形固定資産 368千円
※2 担保に提供している資産 投資有価証券24,800千円につきましては、投資顧問業登録及び認可に係る営業保証金の供託として差し入れております。	※2 担保に提供している資産 投資有価証券25,072千円につきましては、投資顧問業登録及び認可に係る営業保証金の供託として差し入れております。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																				
※1 役員報酬の範囲額 取締役 月額 25,000千円 監査役 月額 6,000千円	-----																				
※2 減損損失 (経緯) 平成19年2月20日開催の取締役会において、富士投信投資顧問株式会社との合併効力発生日である平成19年7月1日付けでの本社社屋の移転を決議したため、現在の本社社屋（東京都千代田区）の建物附属設備等のうち当事業年度末日現在で廃止が決定している資産につき、減損損失を認識いたしました。 (減損損失の金額) <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>金額（千円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td><td>115,092</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>7,450</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>24,465</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>147,008</td></tr> </tbody> </table> なお、減損損失を計上した各資産の回収可能額は、資産毎の使用価値により算定しております。 また、当該減損損失は、特別損失に計上しております。	種類	金額（千円）	建物	115,092	器具備品	7,450	リース資産	24,465	合計	147,008	※2 減損損失 (経緯) 平成20年3月3日開催の取締役会において、売却の意思決定がされた資産につき、減損損失を認識いたしました。 (減損損失の金額) <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>金額（千円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td><td>67,501</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>12,958</td></tr> <tr> <td>売却経費</td><td>450</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>80,910</td></tr> </tbody> </table> なお、減損損失を計上した各資産の回収可能額は、資産毎の正味売却価額により算定しております。 また、当該減損損失は、特別損失に計上しております。	種類	金額（千円）	建物	67,501	器具備品	12,958	売却経費	450	合計	80,910
種類	金額（千円）																				
建物	115,092																				
器具備品	7,450																				
リース資産	24,465																				
合計	147,008																				
種類	金額（千円）																				
建物	67,501																				
器具備品	12,958																				
売却経費	450																				
合計	80,910																				

(株主資本等変動計算書の注記)

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末

普通株式（株）	839,200	-	-	839,200
---------	---------	---	---	---------

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	770	25,850	-	26,620

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次の通りであります。

平成18年6月16日開催の第43回定時株主総会決議に基づく取得による増加 25,850株

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

平成18年6月16日の第43回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

- | | |
|------------|--------------|
| 1）配当金の総額 | 353,817,460円 |
| 2）1株当たり配当額 | 422円 |
| 3）基準日 | 平成18年3月31日 |
| 4）効力発生日 | 平成18年6月16日 |

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成19年6月15日の第44回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|------------|--------------|
| 1）配当金の総額 | 507,049,920円 |
| 2）配当の原資 | 利益剰余金 |
| 3）1株当たり配当額 | 624円 |
| 4）基準日 | 平成19年3月31日 |
| 5）効力発生日 | 平成19年6月18日 |

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	839,200	212,870	-	1,052,070

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次の通りであります。

合併に伴う新株式の発行による増加 212,870株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	26,620	-	26,620	-

（変動事由の概要）

減少数の内訳は、次の通りであります。

合併に伴う自己株式の処分による減少 26,620株

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

平成19年6月15日の第44回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

- | | |
|------------|--------------|
| 1）配当金の総額 | 507,049,920円 |
| 2）1株当たり配当額 | 624円 |
| 3）基準日 | 平成19年3月31日 |
| 4）効力発生日 | 平成19年6月18日 |

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年6月17日の第45回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|------------|--------------|
| 1）配当金の総額 | 859,541,190円 |
| 2）配当の原資 | 利益剰余金 |
| 3）1株当たり配当額 | 817円 |
| 4）基準日 | 平成20年3月31日 |
| 5）効力発生日 | 平成20年6月18日 |

（リース取引関係）

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引		
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額	① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額		
	器具備品 (千円)	車両及び 運搬具 (千円)	合計 (千円)
取得価額相当額	39,584	5,579	45,164
減価償却累計額 相当額	6,645	1,859	8,504
減損損失累計額 相当額	24,465	-	24,465
期末残高相当額	8,474	3,719	12,193
② 未経過リース料期末残高相当額	② 未経過リース料期末残高相当額		
1年以内	8,764千円		
1年超	28,390千円		
合計	37,155千円		
リース資産減損勘定期末残高	24,465千円		
③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額及び減損損失	支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息 相当額		
支払リース料	9,925千円		
減価償却費相当額	8,949千円		
支払利息相当額	1,220千円		
減損損失	24,465千円		
④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法	④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法		
減価償却費相当額の算定方法	減価償却費相当額の算定方法		
…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同左		
利息相当額の算定方法	利息相当額の算定方法		
…リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	同左		

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

前事業年度(平成19年3月31日現在)

該当事項はありません。

当事業年度(平成20年3月31日現在)

該当事項はありません。

2 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前事業年度(平成19年3月31日現在)

該当事項はありません。

当事業年度(平成20年3月31日現在)

該当事項はありません。

3 その他有価証券で時価のあるもの

区分	前事業年度 (平成19年3月31日)			当事業年度 (平成20年3月31日)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの						
① 株式	78,015	185,350	107,334	14,345	19,169	4,824
② 債券	—	—	—	3,499,629	3,499,744	115
③ 証券投資信託	3,075,238	3,739,606	664,367	999,300	1,059,940	60,639
小計	3,153,254	3,924,956	771,702	4,513,275	4,578,854	65,579
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの						
① 株式	—	—	—	63,670	52,065	△ 11,605
② 債券	25,121	24,800	△ 321	7,018,427	7,018,072	△ 354
③ 証券投資信託	1,200,998	1,173,067	△ 27,930	1,045,581	982,354	△ 63,226
小計	1,226,119	1,197,867	△ 28,251	8,127,679	8,052,492	△ 75,186
合計	4,379,374	5,122,824	743,450	12,640,954	12,631,346	△ 9,607

4 当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
売却額 (千円)	141,070	113,315
売却益の合計額 (千円)	59,929	—
売却損の合計額 (千円)	1,500	—

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)中に解約・償還したその他有価証券は以下のとおりであります。

解約・償還額	3,246,525千円
解約・償還益	51,169千円
解約・償還損	7,065千円

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)中に解約・償還したその他有価証券は以下のとおりであります。

解約・償還額	2,807,380千円
解約・償還益	616,142千円
解約・償還損	20,768千円

5 時価評価されていない有価証券

内容	前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)
	貸借対照表計上額(千円)	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	512,467	511,079
国内CD	—	1,500,000

6 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

区分	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)	10年超(千円)
① 債券 国債	—	24,800	—	—
② 証券投資信託	492,700	—	—	—
合計	492,700	24,800	—	—

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

区分	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)	10年超(千円)
① 債券 国債	10,492,744	25,072	—	—
② 証券投資信託	—	—	—	—
③ 国内CD	1,500,000	—	—	—
合計	11,992,744	25,072	—	—

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
--	--

1 取引の内容 利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引及び商品先物取引であります。 2 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、将来の市場の変動によるリスク低減を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。 3 取引の利用目的 デリバティブ取引は、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、当該取引についてヘッジ会計を行っております。 ① ヘッジ会計の方針 時価ヘッジによっております。 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…株価指数先物取引、商品先物取引 ヘッジ対象…有価証券 ③ ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるため、対象有価証券の時価総額の範囲内でヘッジを行っております。 ④ ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。 4 取引に係るリスクの内容 株価指数先物取引及び商品先物取引は、市場変動によるリスクを有しております。 5 取引に係るリスクの管理体制 デリバティブ取引については社内ルールに従い、取締役会の承認のもとに総務部が管理を行い、売買管理部が取引を執行しております。 また、所定の期間毎に取引状況について取締役会へ報告を行っております。	1 取引の内容 利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。 2 取引に対する取組方針 同左 3 取引の利用目的 デリバティブ取引は、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、当該取引についてヘッジ会計を行っております。 ① ヘッジ会計の方針 時価ヘッジによっております。 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…株価指数先物取引 ヘッジ対象…有価証券 ③ ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるため、対象有価証券の時価総額の範囲内でヘッジを行っております。 ④ ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。 4 取引に係るリスクの内容 株価指数先物取引は、市場変動によるリスクを有しております。 5 取引に係るリスクの管理体制 デリバティブ取引については社内ルールに従い、取締役会の承認のもとに管理部が管理を行い、トレーディング部が取引を執行しております。 また、所定の期間毎に取引状況について取締役会へ報告を行っております。
--	--

2 取引の時価等に関する事項

前事業年度(平成19年3月31日)

ヘッジ会計を適用しているものは開示の対象から除いており、該当事項はありません。

当事業年度(平成20年3月31日)

ヘッジ会計を適用しているものは開示の対象から除いており、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

① 退職給付債務	(注1)	361,775千円
② 年金資産		309,860千円
③ 退職給付引当金		51,914千円

(注1) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用	(注1)	74,891千円
--------	------	----------

② 退職給付費用	74,891千円
(注1) 確定拠出型制度の退職給付費用10,606千円を含めております。	

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 適格退職年金の責任準備金の計算基礎数値

① 割引率	2.5%
② 予定計算利率	0.75%及び1.00%
③ 過去勤務債務の償却方法	定額償却
④ 過去勤務債務の償却割合	35/100

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

① 退職給付債務	(注1)	510,895千円
② 年金資産		432,086千円
③ 退職給付引当金		78,809千円

(注1) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用	(注1)	108,459千円
② 退職給付費用		108,459千円

(注1) 確定拠出型制度の退職給付費用10,603千円を含めております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 適格退職年金の責任準備金の計算基礎数値

① 割引率	2.5%及び4.5%
② 予定計算利率	0.75%及び1.00%
③ 過去勤務債務の償却方法	定額償却
④ 過去勤務債務の償却割合	20/100及び35/100

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳		1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
有価証券償却超過額	11,681千円	有価証券償却超過額	11,432千円
ソフトウェア償却超過額	19,433千円	ソフトウェア償却超過額	33,791千円
賞与引当金損金算入限度超過額	65,917千円	賞与引当金損金算入限度超過額	134,277千円
退任役員退職年金未払金	21,528千円	退任役員退職年金未払金	12,285千円
ゴルフ会員権償却超過額	39,967千円	ゴルフ会員権償却超過額	62,754千円

未払事業税	49,414千円	未払事業税	58,774千円
退職給付引当金	21,123千円	退職給付引当金	32,067千円
減損損失	59,817千円	減損損失	9,195千円
その他	43,286千円	その他	56,600千円
小計	332,171千円	小計	411,178千円
評価性引当額	△52,354千円	評価性引当額	△76,252千円
評価差額金	△302,510千円	評価差額金	3,909千円
繰延税金資産の純額	△22,693千円	繰延税金資産の純額	338,834千円
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	40.69%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	
(調整)			
評価性引当額	△1.86%		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.23%		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.75%		
住民税均等割等	0.31%		
その他	△0.03%		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.59%		

(持分法損益等)

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

①結合企業 第一勧業アセットマネジメント株式会社（当社）

事業の内容 投資信託における委託会社の業務、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及び投資一任契約に係る業務及びそれらに付帯または関連する一切の業務

②被結合企業 富士投信投資顧問株式会社

事業の内容 投資信託における委託会社の業務、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及び投資一任契約に係る業務及びそれらに付帯または関連する一切の業務

(2) 企業結合の法的形式及び結合後企業の名称

当社を存続会社とし、富士投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併であり、両社はともに株式会社みずほフィナンシャルグループを親会社としております。なお、結合後企業の名称はみずほ投信投資顧問株式会社となっており、合併により普通株式239,490株を交付しております。また、合併による資本金の増加はありません。

(3) 取引の目的を含む取引の概要

近時ますます多様化・高度化するお客さまの投資ニーズに的確に対応していくには、両社が持つ経営基盤、これまで培ってきたノウハウを発展的に融合することがベストであると判断し、平成19年7月

1日を合併期日として富士投信投資顧問株式会社と合併しました。

2. 実施した会計処理の概要

当社が富士投信投資顧問株式会社より受入れた資産及び負債は、合併期日（平成19年7月1日）の前日に付された適正な帳簿価額により計上しました。

（関連当事者との取引）

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(1) 兄弟会社

属性	名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	650,000 百万円	銀行業	なし	なし	証券投資信託の販売	支払手数料	1,035,640	未払手数料	142,195
親会社の子会社	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288 百万円	証券業	直接 0.0%	なし	証券投資信託の販売	支払手数料	1,565,874	未払手数料	232,631
親会社の子会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,231 百万円	信託 銀行業	なし	なし	信託財産の管理	委託者報酬	5,264,861	未収委託者報酬	1,093,892
親会社の子会社	富士投信投資顧問株式会社	東京都中央区	2,050 百万円	投資信託委託業務・投資顧問業務	なし	なし	なし	敷金の預り	288,472	預り金	288,472

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

一般的取引条件と同様に決定しております。

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主

属性	名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区	1,540,965 百万円	子会社の経営管理	被所有 直接 98.7%	なし	経営管理	自己株式の処分	679,105	—	—

(2) 兄弟会社

属性	名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	650,000 百万円	銀行業	なし	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,110,308	未払手数料	411,412
親会社の子会社	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288 百万円	証券業	直接 0.0%	なし	投資信託の販売	支払手数料	2,007,488	未払手数料	193,543
親会社の子会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,231 百万円	信託 銀行業	なし	なし	信託財産の管理	委託者報酬	12,559,261	未収委託者報酬	1,801,982

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

一般取引条件と同様に決定しております。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 22,926.72円	1株当たり純資産額 21,450.36円
1株当たり当期純利益 1,237.51円	1株当たり当期純利益 1,733.85円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。
(1株当たり当期純利益の算定上の基礎)	(1株当たり当期純利益の算定上の基礎)
損益計算書上の当期純利益 1,015,654千円	損益計算書上の当期純利益 1,720,894千円
普通株式に係る当期純利益 1,015,654千円	普通株式に係る当期純利益 1,720,894千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数 820,724株	普通株式の期中平均株式数 992,524株

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(4) 中間貸借対照表

		第46期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)
区分	注記 番号	金額(千円)
(資産の部)		
I 流動資産		
1 現金及び預金		8,616,179
2 有価証券		6,295,790
3 未収委託者報酬		2,335,500
4 未収運用受託報酬		1,085,047
5 繰延税金資産		203,273
6 その他		272,161
7 貸倒引当金		△ 1,710
流動資産合計		18,806,242
II 固定資産		
1 有形固定資産	※ 1	
(1) 建物（純額）		281,078
(2) 器具備品（純額）		184,642
(3) リース資産（純額）		23,202
有形固定資産合計		488,924
2 無形固定資産		27,930
3 投資その他の資産		
(1) 投資有価証券	※ 2	5,931,579

(2) 長期差入保証金		578,167
(3) 繰延税金資産		143,810
(4) その他		27,900
投資その他の資産合計		6,681,457
固定資産合計		7,198,311
資産合計		26,004,554

		第46期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)
区分	注記 番号	金額(千円)
(負債の部)		
I 流動負債		
1 リース債務		11,278
2 未払金		1,080,108
3 未払費用		1,531,928
4 未払法人税等		415,949
5 未払消費税等		57,343
6 賞与引当金		347,000
7 その他		98,610
流動負債合計		3,542,218
II 固定負債		
1 リース債務		26,644
2 長期未払金		10,215
3 退職給付引当金		41,631
4 役員退職慰労引当金		77,454
固定負債合計		155,945
負債合計		3,698,164

		第46期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)
区分	注記 番号	金額(千円)
(純資産の部)		
I 株主資本		
1 資本金		2,045,600
2 資本剰余金		
(1) 資本準備金		2,266,400
(2) その他資本剰余金		2,450,074
資本剰余金合計		4,716,474
3 利益剰余金		
(1) 利益準備金		128,584
(2) その他利益剰余金		
配当準備積立金		104,600
退職慰労積立金		100,000
別途積立金		9,800,000

繰越利益剰余金		5,474,438
利益剰余金合計		15,607,623
株主資本合計		22,369,698
II 評価・換算差額等		
1 その他有価証券評価差額金		△ 63,308
評価・換算差額等合計		△ 63,308
純資産合計		22,306,390
負債純資産合計		26,004,554

(5) 中間損益計算書

		第46期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
区分	注記 番号	金額(千円)
I 営業収益		
1 委託者報酬		9,608,730
2 運用受託報酬		1,275,628
営業収益計		10,884,358
II 営業費用及び一般管理費		9,623,555
営業利益	※ 1	1,260,802
III 営業外収益		
1 受取配当金		16,344
2 有価証券利息		33,882
3 受取利息		3,878
4 有価証券解約益		1,280
5 時効到来償還金等		13,003
6 その他		4,647
営業外収益計		73,037
IV 営業外費用		
1 有価証券解約損		6,915
2 時効到来償還金等払戻損		19,334
3 その他		3,497
営業外費用計		29,747
経常利益		1,304,093
V 特別利益		
1 投資有価証券売却益		3,436
特別利益計		3,436
VI 特別損失		
1 システム統合費用		199,991
2 リース会計基準適用に伴う影響額		14,726
3 保養所処分損		3,353
特別損失計		218,071
税引前中間純利益		1,089,458
法人税、住民税及び事業税		401,928
法人税等調整額		31,274
中間純利益		656,256

(6) 中間株主資本等変動計算書

第46期中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	平成20年3月31日残高	2,045,600
	平成20年9月30日残高	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金	平成20年3月31日残高	2,266,400
	平成20年9月30日残高	2,266,400
その他資本剰余金	平成20年3月31日残高	2,450,074
	平成20年9月30日残高	2,450,074
資本剰余金合計	平成20年3月31日残高	4,716,474
	平成20年9月30日残高	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金	平成20年3月31日残高	128,584
	平成20年9月30日残高	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金	平成20年3月31日残高	104,600
	平成20年9月30日残高	104,600
退職慰労積立金	平成20年3月31日残高	100,000
	平成20年9月30日残高	100,000
別途積立金	平成20年3月31日残高	9,800,000
	平成20年9月30日残高	9,800,000
繰越利益剰余金	平成20年3月31日残高	5,677,723
	中間会計期間中の変動額 剰余金の配当 中間純利益	△ 859,541 656,256
	平成20年9月30日残高	5,474,438
利益剰余金合計	平成20年3月31日残高	15,810,907
	中間会計期間中の変動額	△ 203,284
	平成20年9月30日残高	15,607,623
株主資本合計	平成20年3月31日残高	22,572,982
	中間会計期間中の変動額	△ 203,284
	平成20年9月30日残高	22,369,698

評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	平成20年3月31日残高	△5,698
	中間会計期間中の変動額（純額）	△57,609
	平成20年9月30日残高	△63,308
評価・換算差額等合計	平成20年3月31日残高	△5,698
	中間会計期間中の変動額	△57,609
	平成20年9月30日残高	△63,308
純資産合計	平成20年3月31日残高	22,567,284
	中間会計期間中の変動額	△260,894
	平成20年9月30日残高	22,306,390

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	第46期中間会計期間 (自 平成20年4月 1 日 至 平成20年9月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) その他有価証券 ① 時価のあるもの 中間決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 ② 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 (2) デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務 時価法を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。
3 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、中間決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、内規にもとづく当中間会計期間末要支給額を計上しております。
4 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

	第46期中間会計期間 (自 平成20年4月 1 日 至 平成20年9月30日)
5 ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法 時価ヘッジによっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…株価指数先物取引 ヘッジ対象…有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。
6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

	第46期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1 会計処理基準に関する事項の変更	（リース取引に関する会計基準の適用） 「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号）が平成20年4月1日以降開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これにより、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、前事業年度末までに開始した取引を含め、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、当該取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とする定率法を採用しております。なお、この変更による前事業年度末までの税引前当期純利益にかかる累積的影響額は、特別損失として処理しております。 これにより、従来の方法に比べ、固定資産は23,202千円、流動負債は11,278千円、固定負債は26,644千円増加し、営業利益は793千円、経常利益は5千円増加し、税引前中間純利益が14,720千円減少しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

	第46期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)
※1 有形固定資産の減価償却累計額	370,462千円
※2 担保に提供している資産	投資有価証券24,995千円につきましては、投資顧問業登録及び認可に係る営業保証金の供託として差し入れております。

（中間損益計算書関係）

	第46期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
※1 減価償却実施額	有形固定資産 56,595千円 無形固定資産 6,134千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第46期中間会計期間（自 平成20年4月1日至 平成20年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
発行済株式				
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070
合計	1,052,070	-	-	1,052,070

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月17日定 時株主総会	普通株式	859,541千円	817円	平成20年3月31日	平成20年6月18日

（リース取引関係）

第46期中間会計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日)

1 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

主として、事務用機器及び車両運搬具であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「2 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(有価証券関係)

第46期中間会計期間末（平成20年9月30日現在）

1 時価のある有価証券

区分	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
(1) その他有価証券			
① 株式	78,015	59,703	△18,312
② 債券	4,320,955	4,320,785	△170
③ 証券投資信託	5,441,646	5,353,388	△88,258
計	9,840,617	9,733,876	△106,740

2 時価評価されていない主な有価証券

区分	中間貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券	
① 非上場株式	493,493
② 国内CD	2,000,000
計	2,493,493

(デリバティブ取引関係)

第46期中間会計期間末（平成20年9月30日現在）

ヘッジ会計を適用しているものは開示の対象から除いており、該当事項はありません。

(一株当たり情報)

第46期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
1 株当たり純資産額	21,202.38円
1 株当たり中間純利益	623.77円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり中間純利益

中間損益計算書上の中間純利益	656,256千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	656,256千円
普通株式の期中平均株式数	1,052,070株

(重要な後発事象)

第46期中間会計期間末（平成20年9月30日現在）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項(平成21年2月28日現在)
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項(平成21年2月28日現在)
会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

名 称		資本金の額	事業の内容
(1) 受託会社	みずほ信託銀行株式会社	247,231	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を行っています。
(2) 販売会社	大熊本証券株式会社	343	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	八十二証券株式会社	800	
	前田証券株式会社	2,198	
	株式会社茨城銀行	15,541	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。
	スルガ銀行株式会社	30,043	
	株式会社中国銀行	15,149	

(注) 資本金の額について 平成20年9月末日現在（単位：百万円）

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託者として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

す。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。

3 【資本関係】（持株比率5.0%以上を記載します。）

平成21年3月17日現在、該当事項はありません。

<参考：再信託受託会社の概要>

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受託者(資産管理サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

平成20年7月4日 有価証券届書の訂正届出書

平成20年7月30日 臨時報告書

平成20年9月16日 有価証券報告書

平成20年9月16日 有価証券届書の訂正届出書

平成20年10月23日 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年2月3日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	成澤 和己 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樽本 修平 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新興国高金利通貨ファンド（毎月決算型）の平成20年6月18日から平成20年12月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新興国高金利通貨ファンド（毎月決算型）の平成20年12月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月17日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員	公認会計士	成澤 和己 印
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	樽本 修平 印
業務執行社員		
業務執行社員	公認会計士	茂木 哲也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月24日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樽本 修平 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	茂木 哲也 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第46期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年8月20日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	成澤 和己 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樽本 修平 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新興国高金利通貨ファンド（毎月決算型）の平成20年1月31日から平成20年6月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新興国高金利通貨ファンド（毎月決算型）の平成20年6月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 前期の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月15日

第一勧業アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員	公認会計士	成澤 和己 印
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	樽本 修平 印
業務執行社員		

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている第一勧業アセットマネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一勧業アセットマネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。